**（ARIB標準規格による）・（デジタルケーブル放送規格による）**

**（超高精細度テレビジョン衛星放送（UHDTV)対象規格による）**

**（CATV(UHDTV)対象規格による）・（IPTV(UHDTV)対象規格による）**

**必　須　判　定　申　立　書**　**(注１）**

　　　　年　　月　　日

**日本知的財産仲裁センター　御中**

**申立人**　**(注２）**

**住所(居所）**

**氏名(名称）**

**(代表者）**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**連絡担当者　住　所**　：

**部　署**　　：

**氏　名**　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　**(注１⑥）**

**電　話**　：

**ファックス**：

**e-メール**　：

申立人代理人　**(注３）**

　住所(居所）

　氏名（弁理士/弁護士）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　電　話　　：

　ファックス：

　e-メール　：

１．**本件申立ての対象である特許（以下、「本件特許」という。）及び請求項**：

（1）**本件特許の概要**：**（注４）**

**発明の名称**：

**特許番号**　：　**第**○○○○○○○**号**　　**登録日**：　**年　　月　　日**

**出願番号　：　　　　　　　　　　　　出願日：　　　年　　月　　日**

**原出願番号：　　　　　　　　　　　 原出願日：　　年　　月　 日**　**(注５）**

**公開番号　：　　　　　　　　　　　　公開日：**

**優先権番号：　　　　　　　　　　　　優先日：**

**優先権国名：**

（２）　**請求項：**　請求項１【及び請求項２】

**本件特許の請求項１【及び請求項２】は、本件必須判定申立書に添付の**

**特許公報に記載のとおりである。**

２．**本件申立てに係る対象技術標準規格及びその対象部分（以下「本件規格対象部分」と**

**いう。）： （注６）**

**本件規格対象部分Ａ：**

　　　　ARIB STD-B24 「デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と伝送方式」

　　　　（○○年○○月○○日改定　○○版）のうち、＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

　　　　のように具体的に記載する。以下同じ。

　　【本件規格対象部分Ｂ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

３．**申立ての趣旨：** **(注７）**

（１）　申立人が提出する資料の範囲において、本件特許の請求項１に係る発明は、本件

　　　規格対象部分Ａ及びＢの機能及び効用の実現に必須であるとの判定を求める。

（２）　申立人が提出する資料の範囲において、本件特許の請求項２に係る発明は、本件

　　　規格対象部分Ａ及びＢの機能及び効用の実現に必須であるとの判定を求める。４．**申立ての理由**：**(注８）**

　　　　　請求項１及び請求項２は、別紙対比表の該当欄にそれぞれ記載したとおりの構

　　　　　成要件に分説することができる。

　　　　　前記請求項１及び請求項２の各構成要件に対応する本件規格対象部分は、別紙

　　　　　対比表の該当欄にそれぞれ記載したとおりである。

　　　　　本件各規格対象部分が前記請求項１及び請求項２のそれらに対応する各構成要件に該当するとする理由は、別紙対比表の該当欄にそれぞれ記載したとおりである。

　　　　　以下、次頁の対比表へ続く。

**＜対比表＞**

|  |  |
| --- | --- |
| **請求項１** | 要件a：  　請求項１を、要件a、要件b・・のように分けて、各要件ごとにその該当部分  　を順次引用記載する。（**要件ごとに頁を改める。また、請求項ごとに頁を改める。**） |
| **規格対象部分** | 本件規格対象部分Ａ：  　＜要件a＞に対応する本件規格対象部分を引用記載する。例えば、「本件規  　格対象部分Ａ」のように、「符号」で特定し、該当規格内容を、規格書の記  　載どおりに引用する。 |
| **規格対象部分**  **が要件に該当する理由** | ここでは、＜規格対象部分の要件該当性＞の理由を説明する。  　すなわち、＜本件規格対象部分Ａ＞が＜要件a＞に該当するとする理由を具体  　的に説明する。 |

5．**必須性の理由のまとめ：（注９）**

6．**添付資料**：

（１）添付資料説明書 **(注10,14)**

　（２）特許公報

　（３）特許登録原簿謄本

　（４）包袋一式

　（５）申立人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面 **(注11)**

　（６）代理人を選任したときは、代理権を証する書面(委任状）**（注12)**

　（７）許諾団体が指定する書式による「宣誓及び同意書」

**（注１）**

**①**必須判定申立書の表題において、申立てに係る必須判定がセンターが取り扱う必須判定のうちの何れの対象規格についてのものであるのかを特定する。申立書（書式）の表題上部に記載の対象規格名を記載する。すなわち、＜ARIB標準規格による＞・＜デジタルケーブル放送規格による＞・＜超高精細度テレビジョン衛星放送(UHDTV)対象規格による＞・

＜CATV(UHDTV)対象規格による＞・＜IPTV(UHDTV)対象規格による＞の何れであるのかを、例示のように括弧書きして、特定する（不要の対象規格名を書式から削除してください）。

**②**本書式における太字部分は不動文字である。Ａ，Ｂ【　　】は、事案により書き分け

る場合を示している。記載方法の説明を＊に続けて記載した箇所もある。

**③**必須判定申立書は、電子媒体で提出する。この電子媒体の提出に際しては、その事前

にセンター事務局に連絡して、提出方法の説明を受け、その指示に従って提出すること。

**④**必須判定申立書の添付資料については、電子媒体で提出する。

**⑤**提出書面への捺印については、必須判定申立書、その他の提出書面のそれぞれに、次

のいずれかにより、押捺したものをPDFで提出する。

　　・代理人によって申立手続をする場合は、代理人の印鑑。

　　・申立人（法人）が直接申立手続をする場合は、代表者の印鑑。

　但し、二件目以降の申立てにあっては、連絡担当者が置かれている場合には、連絡担当

者の印鑑による押捺したものをPDFで提出することができる。

**⑥　申立書各ページの下欄余白部中央にアラビア数字で＜ページ数＞を記入する。**

**(注２)**

【代表者】

**①**申立人が法人の場合であって代理人がいない場合には、添付書類として提出する法人

資格証明書において代表者として登録されている者を申立人の代表者として記載し、代表者印を押捺すること。但し、代理人がいるときは申立人代表者の捺印は不要である。

**②**申立人が法人の場合、別表２の当該許諾団体の指定する書式による宣誓及び同意書も

①と同じ代表者名で作成し代表者印を押捺する。

【連絡担当者】

　申立人代表者と実際の担当者が異なる場合には、必ず連絡担当者の連絡先を記載すること。申立書受理後の方式又は内容の補正は連絡担当者名によって行ない、再度の代表者印の押捺は不要である。

【２件目以降の必須判定申立ての場合の押捺の省略及び資料の援用】

　同一法人による２件目以降の必須判定申立ての場合は代表者等に変更がない限り、申立書における代表者印の押捺を省略（但し、連絡担当者印の押捺は必要）し、また、申立書添付必要書類としての、資格証明書、委任状、宣誓及び同意書は、１件目において提出したものを援用することができる。

**（注３）**

代理人がいる場合にのみ記載する。連絡場所を記載する。

**（注４）**

「本件特許の概要」の項に記載すべき本件特許の「登録日、出願日、原出願日、公開日」については、該当特許公報に記載されている＜年号表記＞に従って記載する。

**（注５）**

分割出願に係るものについては、＜原出願番号＞及び＜原出願日＞を必ず記載する。

なお、複数回の分割出願に係る場合において、＜原出願番号＞とは、最後の分割出願に係

る親出願の＜出願番号＞であり、＜原出願日＞とは、当該分割出願が遡及する最先の出願

の＜出願日＞を記載する。なお、当該分割出願についての＜出願日＞は、＜当該分割出願

をした日＞である。分割出願でない場合には、この項目の記載（項目表示を含む）は不要

である。

**（注６）**

**①**必須判定申立てをする対象技術標準規格としては、標準規格番号/標準規格の名称/策

定［改定］年月日／版数を記載する。策定［改定］年月日／版数は、申立時における最新のものを記載する。

【注記】申立て後、手続き中に「規格改定」が行われた場合、該当規格対象部分に変更（削除を含む）がないときは、特に手続きをする必要はない。但し、申立人が、当該規格改定によって必須判定の結果に影響が生じるであろうと考えるときは、申立人側において、改定にともなう該当規格対象部分の修正をする等の措置をとることができる。センター及び必須判定人においては、申立て時以降における対象標準規格の改定の有無についての方式審査はしない。申立人からの申し出がないかぎり、申立書において特定された規格対象部分に基づいて、必須判定をおこなう。

**②**当該標準規格のうち本件特許が必須であるとの判定を求める「本件規格対象部分」の

特定の仕方とその表示の仕方としては、まずは、対象特許の対象請求項を、構成要件に分説し、各構成要件に対応する「規格対象部分」を、対応する限度で最も小さい階層項目まで特定して、規格対象部分A,B,C,・・・とする。

　　つぎに、規格対象部分の表示の仕方としては、「対象技術標準規格の規格番号、規格名

称、改定年月日、版数」を記載し、続けて「章とその表題、上記特定した最小階層項目の数字と項目名」を記載する。なお、第○章の上位が、「第○編」、「第○部」として編成しているものがあり、また、規格書そのものが「第○分冊」として分かれているものがある。この場合には、第○分冊、第○編、第○部であることを特定する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　 [例　示]

　 本件規格対象部分Ａ：

　　対象技術標準規格　ARIB STD-B24 「デジタル放送におけるデータ放送符号化方式と

　　伝送方式」　第一分冊（平成21年12月16日改定　5.4版）　第一編、第１部、

　　第６章　受信機　のうち、　6.3　デコード処理と表示

**③**　必須判定申立てに用いた本件規格対象部分の各々については、それぞれに該当する規格書の「表紙、目次、奥付及び規格対象部分の該当頁」の写しを必須判定申立書に添付して、提出する。但し、本件規格対象部分が＜ARIB規格である場合＞、＜超高精細度テレビジョン衛星放送(UHDTV)対象規格である場合＞及び＜IPTV(UHDTV)対象規格である場合＞については、この限りでない。

**④**　ARIB規格において＜準拠する＞ないし＜従う＞と明記されている外部規格（例えば、MPEG規格、IEEE規格など）を規格対象部分とする場合においては、その該当する外部規格準拠部分を本件規格対象部分として、前記②の例示のように記載し、さらに、＜準拠の根拠規定＞を以下のように特定する。(なお、この場合、上記③により、該当規格書の写しの提出を要する。）

【準拠の根拠規定】

ARIB標準規格の規格番号、規格名称、版数及び策定・改定年月日並びに＜準拠＞の旨を規定している該当規格部分を特定して、記載する。

**⑤**　＜デジタルケーブル放送規格による必須判定申立て＞において、規格対象部分が、「デ

ジタルケーブル放送プールに関する対象技術標準規格」として指定された規格のうちの＜

その他のARIB規格（上記JCTEA規格ならびにJLabs運用仕様で、ARIB規格準拠もしくは

ARIB規格に従うと明記されている規格部分）＞に該当する場合には、その該当するARIB規

格準拠部分を、本件規格対象部分として、前記②の例示のように記載したうえで、＜準拠

の根拠規定＞を、以下のように特定する。

　【準拠の根拠規定】

　JCTEA標準規格・JLabs運用仕様の規格番号、規格名称、版数および策定・改定年月日

　並びに＜準拠＞の旨を規定している該当規格部分を特定して、記載する。

**⑥** ＜デジタルケーブル放送規格による必須判定申立て＞であって、規格対象部分が、「デジタルケーブル放送プールに関する対象技術標準規格」として指定された規格のうちのJCTEA規格またはJLabs 規格に該当する場合（すなわち、ARIB規格以外のものである場合）においては、該当規格に係る規格書の表紙、目次、奥付、および該当規格部分の写しを必須判定申立書に添付して、提出する。

**⑦**　＜CATV(UHDTV)対象規格による必須判定申立て＞に該当する場合においては、該当規格に係る規格書の表紙、目次、奥付、および該当規格部分の写しを必須判定申立書に添付して、提出する。

**⑧**申立書第2項に記載する本件規格対象部分は、申立書第4項の対比表中、「規格対象部

分」の欄において用いる全ての規格対象部分を記載し、両者を一致させる。

**⑨**　申立書の「２．本件規格対象部分」及び「３．申立ての趣旨」に記載された＜本件規格対象部分＞中に、必須判定のために＜不要な本件規格対象部分が記載されている＞と必須判定人が判断したときは、必須判定人は、当該不要規格対象部分についての判断を示さないで、必須判定をすることができるものとする。

**(注７）**

**①　申立ての趣旨は、**一の請求項につき複数の異なる本件規格対象部分について、または

複数の請求項につき同一又は複数の異なる本件規格対象部分について、それぞれ必須判定を求める場合には、次のとおり項を分けて記載する。

（１）「申立人が提出する資料の範囲において，本件特許の請求項１に係る発明は，本件規

　　格対象部分Ａの機能及び効用の実現に必須であるとの判定を求める。」

（２）「申立人が提出する資料の範囲において，本件特許の請求項２に係る発明は，本件規

　　格対象部分Ｂの機能及び効用の実現に必須であるとの判定を求める。」

**（注８）**

**①**（請求項）請求項を構成要件ごとに分説する。

　（規格対象部分）請求項の構成要件ごとに、それに対応する本件規格対象部分を記載す

る。すなわち、「本件規格対象部分Ａ」のように「符号」で特定し、該当規格内容を、規格書の記載どおりに引用する。

（規格対象部分が要件に該当する理由）請求項の構成要件と本件規格対象部分との対応

関係に関する申立人の主張を、具体的に説明する。

**②**　対比表の作成は、＜A4用紙を縦長手方向（書式通り）に用いる＞か又は＜A４用紙を

横長手方向に用いる＞かのいずれでもよい。但し、いずれの場合においても、＜請求項の各構成要件＞ごとに頁を改めて、同一頁に、＜複数の構成要件についての対比＞を記載しないこと。

**（注９）**

　＜４．申立ての理由＞の対比表中の「規格対象部分が要件に該当する理由」欄に記載した＜各本件規格対象部分が対象請求項の各構成要件に該当すること＞、すなわち＜必須性の理由＞の＜まとめ＞を記載する。

**(注10）**

**①**添付資料説明書には，資料番号，資料名，作成年月日，作成者，立証趣旨等を記載す

る（記載例として注１３参照）。

**②**資料番号は「資料１」，「資料２」のように表示する。

**③**　申立書に添付する資料である「資料３　包袋一式」とは、該当特許に関して、出願人が特許庁に提出した書類（願書、明細書、意見書、手続補正書等）及び特許庁が出願人に送付した書類（拒絶理由通知書、特許査定等）などの特許出願手続に関する書類の写しのことであり、これらを特許庁から、書面若しくはオンラインシステムを使用して、「ファイル記録事項記載書類の交付請求」をすることにより取り寄せて、これら全てを電子ファイルの形式で提出する。提出する書類は、当該「ファイル記録事項記載書類」の全内容（出願関連情報）を記載したファーストページ並びにそこに記載された「出願関連情報」に係る全ての書類の写しである。

**④**添付する資料（出願書類を含む特許庁に提出した書類，特許庁からの受領した書類，

特許公報，関連する先行文献等）の引用箇所は赤枠で囲む等によって明示すること。

**（注11）**

申立人が法人の場合は、商業登記簿謄本を提出する。２回目以降の申立てにおいて、法

人の代表者、住所、名称等に変更がない場合には、先に提出した登記簿謄本を援用すること

ができる。この場合においては、先に原本を提出した必須判定申立てについての事件番番号

及び提出年月日を記載し、これを援用する旨を記載する。

**(注12）**

例．代理人が２人の場合：　１枚の委任状に２人の代理人を記載しているときは１通と

なり，代理人ごとに個別の委任状があるときは各１通（計２通）となる。

**（注13）**

訂正申立書を提出する場合においては、申立書の日付記載欄には最初の申立日と同一日付を記載し、その下段に、「（訂正申立書提出：○○年○月○日）」のように、当該訂正申立書を現実に提出する日付をカッコ書きする。

**（注14）**

**添付資料説明書の記載例**

添付資料説明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

日本知的財産仲裁センター御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申立人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【申立人代理人(弁護士)(弁理士）\*\*\*\*】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資料番号 | 資料名 | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨等 |
| 資料１ | 特許公報  （特許番号　第　　　　　　＊＊＊＊＊＊号。本件特許） | 年　月　日 | 特許庁 | 必須判定を求める本件特許が日本国において登録されている事実及び本件特許の内容。 |
| 資料２ | 特許登録原簿謄本 | 年　月　日 | 特許庁 | 必須判定を求める本件特許が、申立人名義において、日本国において登録されている事実。（＊その他、譲渡、専用実施権設定などの登録事実の立証） |
| 資料３ | 包袋一式 | 年　月　日 | 特許庁 | 資料１の立証趣旨等と同旨 |
| 資料４ | ４－１規格書写し  （規格番号、規格名を記載する）  ＊規格対象部分が複数ある場合は資料番号を分ける） | 策定［改定］  年月日/版数 | 規格書発行元の  名称 | 本件規格対象部分Ａ |
| 資料５ | 法人資格証明書（商業登記簿謄本など） | 年　月　日 | （例：日本の商業登記簿謄本の場合は、「～法務局登記官」） | 申立人が適法に設立された法人であること、及び申立書記載の代表者が申立人の適法な代表権を有する事実。（＊または、「～代表権を有し、委任状の作成権限を有する事実」） |
| 資料６ | 委任状 | 年　月　日 | 申立人代表者～ | 申立人代理人らに、本件申立てに関し、申立人から代理権が付与されている事実 |
| 資料７ | 宣誓及び同意書 | 年　月　日 | 申立人代表者～ | 申立人が申立書を提出するに際し、日本知的財産仲裁センター必須判定手続規則別表２において指定された内容について、宣誓のうえ、同意した事実。 |

　以上